

阿蘇中部3町村

合併協議会だより

発行責任者 / 阿蘇中部3町村合併協議会 会長 河崎敦夫 編集・発行 / 阿蘇中部3町村合併協議会事務局 一の宮町宮地1957-4 ☎0967-35-4011
ホームページアドレス <http://www.aso.ne.jp/~asochubu/>



九月八日（水）に予定しておりました合併協議会は、九月七日に来襲した十八号台風のため急遽延期しました。傍聴希望の皆様方には大変ご迷惑をおかけしました。

第九回阿蘇中部3町村合併協議会は、九月十四日（火）に一の宮町就業改善センターで開催致しました。

協議会は、河崎会長のあいさつのあと、阿蘇市市章の選定小委員会についてと阿蘇市の組織体制図についての協議が行われ、その後阿蘇市本庁舎改修事業の状況、新市の電算事務委託契約についての報告が行われました。

今回の審議経過及び提案事項については次のとおりです。

○阿蘇市の市章候補選定小委員会について

事務局説明のとおり承認されました。

各町村から推薦された委員にアドバイザーを含めた十名の選考委員により、応募されてくる市章のしぼり込みを行い、十一月の合併協議会において最優秀賞を決定する予定です。

○阿蘇市組織体制図について

平成十七年二月十一日合併時点の阿蘇市組織体制図について事務局から説明し、提案のとおり承認されました。

委員から、今後の職員の定員適正化も見越して、五年後、十年後の組織についても併せて検討して

おいてほしいとの要望が出されました。

○本庁舎改修事業の状況について

本庁舎改修事業について、各町村の委託を受け事業を進めている一の宮町から、これまでの経過や施工業者についての報告がなされました。

合併の期日が迫っており、工期の遅れのないよう進めることを確認し、報告のとおり承認されました。

○新市電算統合システム構築業務委託契約について

事務局から新市電算システム構築業務について契約締結の報告がなされ、報告のとおり承認されました。

合併後の 住所表示等は次のとおりとなります

●住所表示（例）

一の宮町の場合

（現住所）熊本県阿蘇郡一の宮町大字宮地〇〇〇〇番地



（新住所）熊本県阿蘇市一の宮町宮地〇〇〇〇番地

阿蘇町の場合

（現住所）熊本県阿蘇郡阿蘇町大字内牧〇〇〇〇番地



（新住所）熊本県阿蘇市内牧〇〇〇〇番地

波野村の場合

（現住所）熊本県阿蘇郡波野村大字波野〇〇〇〇番地



（新住所）熊本県阿蘇市波野大字波野〇〇〇〇番地

※新住所については、平成17年2月11日からの表示となります。

※現住所で「〇〇〇〇番地の〇」となっている場合は、新住所では「〇〇〇〇番地〇」となります。（枝番の前にある「の」はなくなります。）

●郵便番号

合併後も今のまま変わりません。

●電話番号


合併後も今のまま変わりません。

住所の表示変更により必要となる手続き等のお知らせ (国・県・公的機関における手続き編)

平成17年2月11日(金)から、住所の表示が変更となりますが、住民の皆様方の生活に関係する国・県及び公的機関の業務のうち、住所の変更等手続きが必要なものもありますのでご案内いたします。

【官公署関係】

件名	該当者	関係機関	手続き等
不動産所有者(土地登記簿・建物登記簿)の住所	土地・建物の登記簿に、一の宮町・阿蘇町・波野村(以下「旧町村」という。)の住所で登記されている方	熊本地方法務局阿蘇支局 〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2005-5 ☎(0967)22-0137	合併により所有者の住所が変更になりますが、旧町村名を「阿蘇市」と読み替えるみなし規定があります。旧住所のままでも問題はありますが、変更しないと不都合が生じる場合は、住所変更登記(登記名義人表示変更登記、登録免許税については非課税)を申請する必要があります。
抵当権等(土地登記簿・建物登記簿)の住所	土地建物の登記簿に抵当権、地上権、賃借権、仮登記等の権利者として旧町村の住所で登記されている方		また、抵当権、根抵当権、地上権、賃借権、仮登記等の権利者として旧町村名で登記されている場合も同じ扱いです。
商号登記・法人登記の本店及び主たる事務所(以下「本店等」という。)の修正と代表者の住所	旧町村内に所在する会社等及びその代表者	本店等、支店及び主たる事務所(以下「支店等」という。)の所在地を管轄する法務局の支局	1、商業及び法人に係る本店等の所在地の変更は合併により変更があったものとみなす規定があります。ただし、登記簿の記載が旧本店又は旧主たる事務所のままでは不都合がある場合は、本店又は主たる事務所の変更登記(登録免許税は非課税)を申請する必要があります。支店の場合は、本店等を管轄する法務局で支店等の住所変更登記を完了後、支店等を管轄する法務局に変更登記することになります。 2、代表者の住所は、合併により変更の登記があったものとみなす規定があります。ただし、登記簿の記載が旧住所のままでは不都合がある場合は、代表者の住所変更登記(登録免許税については非課税)を申請する必要があります。(支店の場合は1に同じ)
自動車運転免許証	自動車運転免許証の交付を受けている方	熊本県阿蘇警察署 〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地4523-2 ☎(0967)22-5110(代)	変更の手続きは必要ありません。必要とされる方は随時受け付けます。
自動車保管場所証明書・自動車保管場所標章番号通知など	自動車保管場所証明書等の交付を受けている方		既交付の証明書、通知書等の住所表記については合併時に変更手続きは必要ありません。自動車保管場所証明手続きについては、当分の間は現状のままで、合併後は旧一の宮町及び旧阿蘇町のみ適用地域で旧波野村は適用外となります。(当分の間とは、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令が改正されるまでのこと、それまでは現行の施行令に定められた平成12年6月1日における適用地域のみに限られます。)
銃刀法所持許可証、金属くず商許可証、警備業務認定証など	各許可証等の交付を受けている方		合併時に変更の手続きは必要ありません。許可証等の満期更新時に住所変更をお願いします。
古物営業許可証、風俗営業許可証、金属くず行商、警備員指導教育責任者証など			

件名	該当者	関係機関	手続き等
通行禁止道路通行許可証、駐車許可証、制限外許可証、制限外牽引許可証	左記の許可証の交付を受けている方	許可証を発行した警察署の交通課	合併前に許可証の交付を受けている方は、合併時に変更の手続きは必要ありません。 書換を希望される方は、許可証を発行した警察署で手続きできます。(手数料不要)
旅券(パスポート) 	旅券(パスポート)所持者	熊本県地域振興部 国際課旅券センター 〒862-8570 熊本市水前寺6丁目18-1 ☎(096) 383-1111 (代)	住所変更の手続きは必要ありません。 最後のページの「所持人記入欄」の住所を2本線で消すなどしてご自分で訂正してください。 ただし、査証のページに書き込みをすると旅券が使えなくなることがありますのでご注意ください。
	旅券(パスポート)発給申請者		申請時6ヶ月以内に取得した住民票・戸籍謄(抄)本であれば、合併前のものでも使用できます。 ただし、氏名等、記載内容に変更がある場合は変更後のものを取得してください。
労働安全衛生法による免許証、技能講習修了証の住所	左記免許証等の所有者	熊本労働局 労働基準部安全衛生課 〒860-0008 熊本市二の丸1-2' 熊本合同庁舎) ☎(096) 355-3181 (代)	住所変更の手続きは必要ありません。
国民年金被保険者及び国民年金・厚生年金の受給権者の住所 	左記年金の被保険者及び受給権者	熊本東社会保険事務所 国民年金業務第二課 〒862-0901 熊本市東町4丁目6番41号 ☎(096) 367-2500 (代)	国民年金被保険者については、住所変更届の必要はありません。 国民年金・厚生年金受給権者については、住所変更届の必要はありません。年金証書についても住所変更の必要はありません。
健康保険・厚生年金保険の被保険者			住所変更の届出は必要ありません。 健康保険被保険者証の被保険者の住所については、被保険者本人で訂正してもらうことになります。 なお、阿蘇市管内の事業所に勤務されている方については、保険証の切替が必要になります。
各種自動車の使用者・所有者の住所(自動車検査証) 	軽自動車(四輪)の使用者・所有者	軽自動車検査協会熊本事務所 〒862-0901 熊本市東町4丁目14-5 ☎(096) 369-5979 (代)	住所変更の手続きは必要ありません。
	普通車及び小型二輪車(排気量250ccを超えるもの)等	九州運輸局熊本運輸支局 〒862-0901 熊本市東町4丁目14-35 ☎(096) 369-3189 (代)	変更登録の必要はありません。 ただし、抹消登録する場合は新市名に変更したうえ手続きすることになります。
	軽二輪車(126cc~250cc)	熊本県軽自動車協会 〒862-0901 熊本市東町4丁目14-6 ☎(096) 369-7920 (代)	住所変更届けの必要はありません。 なお、返納届け(廃車手続き)する場合は普通車等のように新市名に変更する手続きは必要ありません。

件名	該当者	関係機関	手続き等
対象車両の取り扱い機関一覧表			
		対象車両	取扱機関名
		普通車 二輪車（排気量250ccを超えるもの）	九州運輸局 熊本運輸支局 熊本市東町4丁目14-35 ☎（096）369-3189（代）
		軽自動車	軽自動車検査協会 熊本事務所 熊本市東町4丁目14-5 ☎（096）369-5979（代）
		二輪車（排気量125ccを超え250cc以下のもの）	熊本県軽自動車協会 熊本市東町4丁目14-6 ☎（096）369-7920（代）
		二輪車（排気量125cc以下）	阿蘇市役所 税務課（本庁舎） 阿蘇市一の宮町宮地504-1 ☎（0967）22-3111（代）
自賠責保険等	左記保険等の加入者	各保険会社等	手続き等は各保険会社等に確認してください。
営業施設の住所・所在地の変更	営業施設の許可等を受けている方	熊本県阿蘇保健所 〒869-2301 阿蘇市内牧1203 ☎（0967）32-0535 （代）	理容・美容・旅館業・公衆浴場・興業場・クリーニング等の住所・所在地変更の手続きは必要ありません。
危険物取扱者免状、消防設備士免状、その他の消防に関する各種免許・証票	左記免許証等を所有している方	阿蘇広域行政事務組合 消防本部 〒869-2225 阿蘇市黒川1423-1 ☎（0967）34-0024	当分の間変更の必要はありません。

【金融機関関係】

区分	件名	該当する方	手続きの方法など	問い合わせ先
郵便局	郵便番号		郵便番号の変更はありません。	各郵便局の窓口
	郵便貯金通帳 簡易保険証書 郵便貯金キャッシュカード	預金者など	住所変更の手続きは必要ありません。	
銀行等	預金通帳 定期預金証書 キャッシュカード等	預金者など	一般的には、住所変更の手続きは必要ありませんが、当座預金、融資取引などについては、金融機関によって取扱が異なります。詳しくは各金融機関の窓口にお問い合わせください。	各金融機関の窓口
その他	株式等の有価証券 生命保険証書等	所有者及び加入者	各社とも対応が異なります。詳しくは各社の窓口にお問い合わせください。	各社の窓口
	クレジットカード （買物代金などの決済に利用し、後日契約会社から請求のあるもの）	カードの所持者	各社とも対応が異なります。詳しくは各クレジット会社の窓口にお問い合わせください。	各クレジット会社の窓口

今後の協議会の開催日

※今後の協議会は、議案等の都合により協議案件整理次第開催となるため、確定できません。
※予定には、十一月の中旬、そして十七年一月下旬頃を予定しています。

期日・会場等については、町村役場、又は、合併協議会事務局にご確認ください。

協議会の会議資料は 閲覧することができます

合併協議会の会議録や会議資料は、合併協議会事務局で閲覧することができます。

また、議事録や合併協議会だよりについては、ホームページにも掲載しています。詳しくは事務局にお尋ねください。

協議会は傍聴できます

合併協議会の会議は、公開を原則としています。どなたでも傍聴できます。

ただし、傍聴席の数には限りがあります。また、傍聴者が多数の場合は会議前に抽選をさせていただきます。

ホームページで情報を公開しています

阿蘇中部3町村合併協議会のホームページを開設しています。協議会の開催状況や合併に関する情報を提供していますので、ご利用ください。

URL <http://www.aso.ne.jp/~asochubu/>

編集後記

人類の自然災害との闘いは、限りなく予測のつかないものですが、今回の新潟中越地震はまさに驚異の災害であり、心からお見舞い申し上げます。

私もどもにとりましても、今年のは台風の当たり年、これまでに六つの台風が、阿蘇地方を荒らして行きました。中でも十六号・十八号は多くの被害を及ぼし、住宅をはじめ、田畑・山林に多額の災害を被りました。折から収穫期を迎えていた田畑の被害額は相当なもので、台風後の雨天続き、追い打ちの二十一号・さらに二十三号と、倒伏した稲や、吹きちぎれた畑作野菜等に収穫量減の大災害を受け、心からお見舞い申し上げます。

合併協議会も、十七年二月十一日新市発足の日まで、後三ヶ月となり、最後の調整をしています。

合併協議会も、十七年二月十一日新市発足の日まで、後三ヶ月となり、最後の調整をしています。

ます。

住民の皆様にとりましては、合併後は、どうなることか？何が変わり、どうすればよいのかと不安をお持ちではないかと思っております。

新しい「阿蘇市」は、本庁と二つの支所となります。一の宮町現役場が、阿蘇市の市役所となり阿蘇町役場と波野村役場はそれぞれ支所として存続し、規模の縮小はされますが、現在の窓口業務はほとんど対応できる体制で残る事になります。

不安な点は、役場や、合併事務局にご遠慮なくお尋ねいただきたいと思っております。現在も調整中のもありますが、調整済みのものは、ご案内できると思っていますので、よろしくお願います。

